

那覇市公報

第1439号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

- 那覇市下水道条例及び那覇市公害防止条例の一部を改正する条例（上下水道局総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 436
- 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（消防本部総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 438

◇規 則

- 那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 439

◇公 告

- 住民票の職権消除の公示について（市民課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 440

◇選挙管理委員会告示

- 那覇市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 440

条 例

那覇市条例第39号

平成18年 7 月27日

公 布 済

那覇市下水道条例及び那覇市公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市下水道条例及び那覇市公害防止条例の一部を改正する条例

(那覇市下水道条例の一部改正)

第1条 那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第2条第4号」を「第2条第4号イ」に改める。

(那覇市公害防止条例の一部改正)

第2条 那覇市公害防止条例(昭和62年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第4号」を「第4号イ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第40号

平成18年 8 月 1 日

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（那覇市消防団の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 那覇市消防団の設置等に関する条例(1972年那覇市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第1項」を「第18条第1項」に改める。

（那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部改正）

第2条 那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例(1972年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

（那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部改正）

第3条 那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例(1972年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の2第2項及び第15条の6第1項」を「第19条第2項及び第23条第1項」に改める。

（那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正）

第4条 那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例(1972年那覇市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の8」を「第25条」に改める。

（那覇市職員定数条例の一部改正）

第5条 那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条第2項」を「第11条第2項」に改める。

（那覇市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第6条 那覇市消防団員等公務災害補償条例(昭和51年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第45号

平成18年 8 月 1 日

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則(平成12年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「15人」を「10人以内」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

那覇市公告第 3 3 号

平成 1 8 年 7 月 2 0 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 4 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

（別紙省略）

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 1 1 号

平 成 1 8 年 8 月 1 日

那覇市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬良垣 武安

那覇市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

那覇市選挙管理委員会規程（昭和 4 7 年那覇市選挙管理委員会告示第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項を次のように改める。

委員長は、委員会の権限に属する事項について、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 3 7 条第 1 項の規定を除くほか、委員会の議決により、その権限を委任されたときは、専決処分することができる。

付 則

この告示は、平成 1 8 年 8 月 1 日から施行する。